

第14章 知的財産権

1. 知的財産権の保護

(1) 関連法令の概要

トルコにおける知的財産権保護に係る法令としては、下記の法令があげられる。

① 特許関連法令

「特許権の保護に関する法令第 551 号」、「特許権の保護に関する法令第 551 号の適用に関する規則」、「特許協力条約 (PCT)」、「欧州特許条約」、「関税法第 4458 号」。

② 実用新案関連法令

「特許権の保護に関する法令第 551 号」、「特許権の保護に関する法令第 551 号の適用に関する規則」、「関税法第 4458 号」

③ 意匠法

「意匠の保護に関する法令第 554 号」、「意匠の保護に関する法令第 554 号の適用に関する規則」、「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定 (ジュネーブ条令)」、「関税法第 4458 号」。

④ 商標法

「商標権の保護に関する法令第 556 号」、「商標権の保護に関する法令第 556 号の適用に関する規則」、「マドリッド議定書」、「関税法第 4458 号」。

⑤ 不正競争防止法

「競争保護に関する法令第 4054 号」、「輸入での不正競争防止に関する法令第 3577 号」、これに加え、使用者と従業員間の競争禁止に関しては、第 6098 号債務法第 444 条～第 447 条、不正競争に関しては、第 6102 号トルコ商法第 54 条～第 63 条。

⑥ 著作権法

「文学的及び美術的著作物に関する法律」、「映画及びビデオ及び音楽に関する法律」、「関税法第 4458 号」。

(2) 特許法 (特許権の保護に関する法令第 551 号) の詳細

トルコでは、オスマン帝国時代の 1879 年に特許法が初めて制定された。同法は、1995 年の改正を経て現行の特許法 (第 551 号) となった。現行のトルコの特許法においては、

知的財産権に係る特別裁判所の設立（第 148 条）も定められている。

また、トルコは、パリ条約や世界知的所有権機関（WIPO）設立条約、WTO 協定のほか、欧州特許条約（EPC）や特許協力条約（PCT）にも加盟しており、法的枠組みの整備状況に関しては EU 加盟国と遜色ない状況にある。

図表 55 トルコの批准している知的資産保護関連条約

- ・ パリ条約（Paris Convention）
- ・ 特許協力条約（PCT）
- ・ 欧州特許条約（European Patent Convention）
- ・ 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約（Budapest Treaty）
- ・ WIPO 設立条約（WIPO）
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書（International Trademark Registration Protocol）
- ・ 国際特許分類に関するストラスブール協定（IPC）
- ・ 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定（Hague Agreement）

（出所）特許庁ウェブサイトより作成

他方、トルコの特許制度における特徴のひとつに、権利化過程における実体審査の有無選択が挙げられる。出願人は、出願した発明の技術水準調査をトルコ特許庁に請求し、調査結果を踏まえて実体審査を行うか否かを選択する。実体審査を経て付与された特許権は 20 年の権利期間を有する。一方、実体審査を経ずに登録することも可能であるが、その場合の権利期間は 7 年となる。実体審査を経ずに登録された場合にも、出願日から 7 年以内であれば実体審査を請求することができ、同審査を経た特許権の権利期間は出願日から 20 年となる。なお、同国には別途実用新案制度も存在し、権利期間は 10 年である。

（3）商標法（商標権の保護に関する法令第 556 号）

トルコでは、オスマン帝国時代の 1871 年に商標法が制定された。1995 年の抜本改正と 2009 年の改正を経て、現在の商標法（第 556 号）となった。

トルコの商標制度は、出願審査制度を採用しており、商標権は出願から 10 年の権利期間を有し、10 年ごとの更新が認められている。（40 条）。出願公告（33 条）後、3 ヶ月以内に異議申立可能である（35 条）。また、登録商標の無効判断は裁判所によりなされる。なお、立体商標は登録され得るが、色そのものは登録できない。

近年の動向としては、憲法裁判所における解釈と立法措置の遅れによる混乱があげられる。2008 年 7 月、トルコ憲法裁判所は商標法に定められた商標権侵害に関する刑事罰について違憲解釈を提示した。一方、トルコ大国民議会における商標法改正に関する立法活動

が遅れたため、商標権侵害に関する刑事罰について法令上の空白期間が生まれた。その結果、商標権侵害事件について想定外の無罪判決が生じ、商標権侵害を受けた日本企業の主張が認められない状況が生じた。

一方、昨今のビジネス動向を踏まえた法改正も行なわれている。2009年の商標法改正では、第9条第2段落e(商業的効果を生じさせるかたちでのインターネット上での商標の使用の禁止)が新設された。インターネット上の商取引が増加する中、個別取引において商標の使用が行われたか否か判断することが困難になっていた。このような最近の問題に対応するため、インターネット上の商標権侵害に関して明文化した規定である。

またトルコでは、ニース協定、マドリッド協定議定書、商標法条約、ウィーン協定等の国際条約も批准しており、EU諸国との制度調和が進んでいる。欧州広域で商標権を取得するには、EUの商標制度であるCTM(欧州共同体商標出願)をOHIM(欧州共同商標意匠庁)に出願することになる。

(4) 侵害対策関係機関

① 地方裁判所

上記法令の規定に従い、知的財産権民事裁判所、知的財産権刑事裁判所が、知的財産に関する執行を含む一切の問題を審理する。同裁判所は、イスタンブール、アンカラ及びイズミールに設置されている。その他の都市では、各都市における第三民事及び刑事裁判所が、知的財産に関する執行を含む一切の問題についての特別裁判所の役割を果たすよう定められている。

② 税関

税関法第4458号第57条により、税関当局は、輸出入時に模倣品と認められた物品の通関手続を停止することにより、知的財産権侵害を防止する権限を有している。

③ 知的財産権保護に係る課題

以上のように、トルコでは知的財産権保護に係る法令整備が進んでおり、EU諸国との制度調和も目指されている。一方で、模倣品等の対策については、企業が引き続き注意すべき状況にある。例えば2010年、我が国の経済産業省は日本企業がトルコで模倣品の被害を受けたとして、同国の法制度などの実態調査に着手した³⁰。2009年の商標法改正により、改正前に製造・販売した模倣品を取り締められなくなったためである。法改正により被害を受けたのは電子情報技術産業協会(JEITA)に加盟している複数の企業であった。これら

³⁰ 2010/6/15 1:59 日本経済新聞 電子版

企業は、知的財産権を侵害されたとしてトルコで刑事裁判を起こしたが、無罪判決が言い渡された。捜査の際に押収した模倣品が製造・販売業者に戻り、さらに流通する恐れが出た。そこで、同省はトルコ政府との二国間協議や世界貿易機関(WTO)の紛争解決手続等を通じて改善を求めた。また、EU 諸国も知的財産権の保護につき、関税同盟発足時に約束された条件をトルコ側が完全に履行していないと指摘を行っている。トルコ政府には、早期の是正・履行が求められる。